

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例

令和2年10月 5日条例第37号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 森林喪失影響評価

第1節 技術指針（第6条）

第2節 重度開発届出（第7条）

第3節 方法書（第8条－第11条）

第4節 森林喪失影響評価の実施等（第12条－第13条）

第5節 準備書（第14条－第17条）

第6節 評価書（第18条）

第7節 事業の変更等（第19条－第20条）

第3章 雑則（第21条－第26条）

附則

私たちのまち富士市にとって、富士・愛鷹山麓の豊かな森林は、世界に誇る優れた自然景観を形成するとともに、豊富な地下水を涵(かん)養し、治山、治水に寄与するなど、多くの公益的な機能を有し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

本市は、この大切な富士・愛鷹山麓の自然環境を保全しながら、地域の発展、活性化に向けた適正な自然の利用を図るため、大規模な学術調査の下、「自然環境の保全と創造」、「自然の節度ある利用」、「自然風景の保全」を基本理念とする富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を平成3年に策定し、以来許容できる開発面積を定め、自然環境と調和するまちづくりを進めてきた。

しかしながら、まちづくりの基盤整備や産業活動の拡大などにより、森林伐採を伴う開発が進み、富士・愛鷹山麓における土地利用事業は、当初計画していた許容限度に達しようとしている。

このような歴史と現状を踏まえ、これまで先人が守り続けてきた富士・愛鷹山麓の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを決意し、市民にとってかけがえのない共有財産である富士・愛鷹山麓の森林が持つ公益的機能を維持するためにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富士・愛鷹山麓地域の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項

に規定する森林をいう。)の有する公益的機能(以下「森林機能」という。)を保全するため、重度開発を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失に係る影響の評価(以下「森林喪失影響評価」という。)を行うことにより、森林機能の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 富士・愛鷹山麓地域 富士山及び愛鷹山の麓の地域のうち、特に森林機能の保全が必要であると
して富士市環境基本条例(平成12年富士市条例第55号)第8条第1項に規定する環境基本計画
に定める地域をいう。
- (2) 森林地 森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる富士・
愛鷹山麓地域内の森林の区域をいう。
- (3) 重度開発 森林地内の伐採跡地を森林以外の用途に供することをいう。
- (4) 事業主 重度開発を実施しようとする者をいう。
- (5) 土地所有者等 重度開発を実施しようとする土地の所有者、占有者又は土地の利用に関し権限を
有する者をいう。
- (6) 森林喪失影響評価 重度開発が森林機能に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物にお
いて行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、
これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「森林喪失影響」という。)について構成要素に係る
項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る森林機
能の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における森林喪失影響を総合的に評価
することをいう。
- (7) 保全措置 重度開発により失われる森林機能を植林により保全する措置であって、樹木が自立的
に植生している状態となるよう植林を行うもの又は植林に関する能力及び信用を有する者として
市長が規則で定める者が植林を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施
しなければならない。

2 市は、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全のため、国、県その他関係機関と密接に連携し、これ
らが講じる施策と適切な調整を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全のために実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動に当たり、富士・愛鷹山麓地域内における森林喪失をできる限り回避し、又は低減し、森林機能の保全に努めなければならない。

2 事業者は、富士・愛鷹山麓地域内の重度開発を計画する際、森林機能への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、森林機能の保全に努めなければならない。

第2章 森林喪失影響評価

第1節 技術指針

(技術指針)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林喪失影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項

(2) 森林機能の保全のために必要な事項

3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ富士市環境基本条例第 24条に規定する富士市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第2節 重度開発届出

(重度開発届出)

第7条 事業主及び土地所有者等（以下「事業主等」という。）は、あらかじめ重度開発に係る事業計画を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のあった日の翌日から起算して60日以内に、当該届出に係る事業について、森林喪失影響評価を実施すべきかどうかの判定を行い、当該事業主等に対し判定の結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事業の内容にかかわらず、次に掲げる事業については、森林喪失影響評価を実施しないものとすることができる。

(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）に基づき環境影響評価を実施する事業

- (2) 重度開発に伴い必要な規模の保全措置を行った事業
- (3) 重度開発を行う面積が500平方メートル未満であって、過去5年間、近接する土地において重度開発を伴う事業が行われていない事業
- (4) 国、県又は市が行う安全の確保に資する事業
- (5) その他緊急性が高いと市長が認める事業

4 事業主等は、第2項の規定による判定の結果の通知を受けるまで、事業を開始してはならない。

5 事業主等は、第2項の規定により森林喪失影響評価を実施すべき旨の判定を受けたときは、当該事業に係る森林喪失影響評価書（以下「評価書」という。）を公告するまで、事業を開始してはならない。

第3節 方法書

（方法書の作成及び公表）

第8条 事業主等は、森林喪失影響評価を実施すべきと判定された事業（以下「対象事業」という。）に係る森林喪失影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した森林喪失影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業主等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容
- (4) 対象事業を実施しようとする場所及びその周辺の概要
- (5) 対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

2 事業主等は、方法書を作成したときは、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

3 事業主等は、方法書を作成したときは、市民から意見を求めるため、森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について森林機能の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 市長は、前項に規定する縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会の開催を求めることができる。この場合において、事業主等は、期日を定めて説明会を開催しなければならない。

5 事業主等は、前項の規定により説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

6 第4項の規定により説明会を開催したときは、第3項の方法書の縦覧の期間を、説明会の開催日の

翌日から起算して1月間延長するものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について森林機能の保全の見地から意見を有する者は、前条第3項の公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要等の送付)

第10条 事業主等は、前条第1項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

(1) 当該意見書の写し

(2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類

(3) 当該意見書に記載された意見についての事業主等の見解を記載した書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(方法書についての市長の意見)

第11条 市長は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業主等に対し、方法書について森林機能の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、期間を指定して、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、これを公表するものとする。

第4節 森林喪失影響評価の実施等

(森林喪失影響評価の項目等の選定)

第12条 事業主等は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第8条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(森林喪失影響評価の実施)

第13条 事業主等は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る森林喪失影響評価を行わなければならない。

第5節 準備書

(準備書の作成)

第14条 事業主等は、前条の規定により対象事業に係る森林喪失影響評価を行った後、当該森林喪失影響評価の結果について森林機能の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した森林喪失影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 第9条第1項の意見書に記載された意見の概要

(3) 第11条第1項の市長の意見

(4) 前2号の意見についての事業主等の見解

(5) 前条の規定により実施した森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(6) 森林喪失影響評価の結果として次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を森林喪失影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（森林喪失影響評価を行ったにもかかわらず影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 森林機能の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ 対象事業に係る森林喪失影響の総合的な評価

(7) 森林喪失影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 事業主等は、準備書を作成したときは、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

3 事業主等は、準備書に係る森林喪失影響評価の結果について森林機能の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 市長は、前項に規定する縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知させるための説明会の開催を求められることができる。この場合において、事業主等は、期日を定めて説明会を開催しなければならない。

5 事業主等は、前項の規定により説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

6 第4項の規定により説明会を開催したときは、第3項の準備書の縦覧の期間を、説明会の開催日の翌日から起算して1月間延長するものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第15条 準備書について森林機能の保全の見地から意見を有する者は、前条第3項の公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第16条 事業主等は、前条第1項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

(1) 当該意見書の写し

(2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類

(3) 当該意見書に記載された意見についての事業主等の見解を記載した書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨を記載した書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(準備書についての市長の意見)

第17条 市長は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業主等に対し、準備書について森林機能の保全の見地から準備書についての意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、期間を指定して、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、これを公表するものとする。

第6節 評価書

第18条 事業主等は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第15条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加えなければならない。

2 事業主等は、前項の検討の結果、準備書の記載事項の変更を必要とすると認めるとき（当該変更後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該変更の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第8条第1項第1号若しくは第2号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の変更 準備書の記載事項を変更し、市長に対し、これを送付すること。

(2) 第8条第1項第3号に掲げる事項の変更（事業規模の縮小その他の規則で定める変更該当するものを除く。） 同条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続を経ること。

(3) 前2号に掲げるもの以外の変更 当該変更に係る部分について第8条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続を経ること。

3 事業主等は、準備書に係る森林喪失影響評価の結果（前項第3号の規定による森林喪失影響評価を行った場合には、その結果を含む。）に係る次に掲げる事項を記載した評価書を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に掲げる事項

(2) 第15条第1項の意見書に記載された意見の概要

(3) 第17条第1項の市長の意見

(4) 前2号の意見についての事業主等の見解

4 事業主等は、評価書を作成したときは、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付しなければならない。

5 事業主等は、前項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 市長は、評価書及び要約書の送付を受けたときは、当分の間、これを公表するものとする。

第7節 事業の変更等

（事業の変更等の手続）

第19条 事業主等は、第8条第3項の規定による公告を行ってから前条第5項の規定による公告を行うまでの間に対象事業を変更するとき、実施しないこととしたとき又は実施を他の者に引き継いだときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の対象事業の変更が前条第2項第2号又は第3号に規定する変更の区分に該当する場合は、事業主等は、当該変更後の事業について、第8条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続のうち必要な手続を経なければならない。

3 市長は第1項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

4 対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項の公表の日前に当該引継ぎ前の事業主等が行った森林喪失影響評価その他の手続は新たに事業主等となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業主等について行われた森林喪失影響評価調査その他の手続は新たに事業主等となった者について行われたものとみなす。

（免許等への配慮等）

第20条 市長は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これらに類する行為（以下「免許等」という。）を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 市長は、対象事業の実施に係る免許等を行う者が市長以外の者である場合には、その免許等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、免許等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

第3章 雑則

（報告及び調査）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し報告を求め、又は職員に事業主等の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第22条 市長は、事業主等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 重度開発を実施しようとするに当たり、第2章第2節から第7節までに規定する手続を行わないとき。

(2) 方法書、準備書及び評価書に虚偽の事項を記載して送付したとき。

(3) 第7条第4項又は第5項の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(4) 評価書に記載されているところによらず、対象事業を実施しているとき。

（措置命令）

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、森林機能の保全に当たり、緊急を要するときは、前条各号のいずれかに該当する事業主等に対し、同条の規定による勧告を行わずに必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定により必要な措置を執るべきことを命じたときは、当該措置命令の内容を現地に表示することができる。

（公表）

第24条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた事業主等が当該命令に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(保全措置として植林された森林)

第25条 第7条第3項第2号に規定する保全措置又は第18条第5項の規定により公告された評価書に基づき植林された森林は、森林地とみなし、これを重度開発しようとするときは、本条例の規定を適用する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 本条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事業については、第7条から第24条までの規定を適用しない。

(1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業の実施に係る主たる免許、許可又は認可の申請、届出がなされた事業

(2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金又は同項第2号の負担金の交付の決定を受けた事業

(3) 施行日前に静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第2条第1項第1号の補助金の交付の決定を受けた事業

(4) 施行日前に富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）第4条第1項の交付の決定を受けた事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業